

市谷議員 再要望項目一覧

令和4年度9月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1. 「国葬」問題について</p> <p>○岸田政権が、9月27日の安倍元首相の「国葬」と、2.5億円の税金投入を閣議決定した。しかし、法律にもない国葬を、安倍元総理のみを特別扱いして実施するのは、憲法14条の「法の下平等」に反する。また、岸田総理が8月10日の会見で、「国葬は、故人に対する敬意と弔意を国全体としてあらわす儀式」と述べ、「国全体」とは、国民主権の国である日本では、「国民全体」を指すことになり、「弔意を国民全体であらわす儀式」ということになり、憲法19条の「思想及び良心の自由」にも反する。「国葬」の強行は、明らかに憲法違反である。また、政府は、「国葬」実施の際、各省庁では弔旗を掲揚し、一定時刻に黙とうをすることとしており、そこで働く公務員等に弔意を強制し、地方自治体にも広がるのが強く危惧される。国民に弔意は強要しないというが、武道館に国会議員、地方自治体の首長など6,000人もの参列者を集め、「国葬」として大々的に儀式を行えば、日本社会全体への同調圧力となり、弔意の事実上の強制となる危険性がある。そして今、安倍元総理と「旧統一教会」との癒着に対する国民の怒りは強く、国民にとって弔意どころではない。むしろ「国葬」は、この癒着関係を免罪することになり、一層国民の怒りを強めることになる。国民に事実上弔意を強要する憲法違反の「国葬」強行は中止するよう求めること。平井知事は、「国葬」に参加しないこと。</p>	<p>政府は、国葬を閣議了解されたが、従来の総理経験者の葬儀のように弔意の表明を地方公共団体や教育委員会に要請しない方針であると承知している。</p> <p>なお、知事の国葬出欠については、招待されれば、公務との兼ね合いを踏まえ、検討する。</p>
<p>2. 「旧統一教会」問題について</p> <p>①報道によれば、「旧統一教会」の「献金ノルマ」の達成率が、鳥取県は131.5%、全国第9位と非常に高く、被害が大きく広がっている可能性がある。「鳥取県『旧統一教会』被害者相談窓口」を設置すること。</p>	<p>消費生活センターでは、旧統一教会に関する相談があった場合は、P I O - N E T (全国消費生活情報ネットワークシステム) に情報を登録するとともに、靈感商法等の消費者契約に関わるものについて解約や返金の助言、あっせんを行う。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②「アフターコロナの新しい価値を問う」シンポジウムが、2020年10月18日に米子市文化ホールで開催され、「家庭教育の重要性」と題して、高橋史朗氏（元明星大学教授・日本会議元政策委員）が基調講演を行った。その後のパネルディスカッションには、木本美喜氏（当時鳥取県子育て人財局長）も参加している。高橋史朗氏は、「旧統一教会」系メディアの「Viewpoint」に何度も登場し、鳥取県智頭町で「旧統一教会」系団体の鳥取県平和大使協議会主催の講演会でも講演し、政府の「こども庁」から「こども家庭庁」への名称変更にも影響を与えていることが指摘されている。高橋氏が提唱する「親学」は、「子どもが幼いうちは、母親が家において愛情を注いで子育てしないと、脳の発達に影響を及ぼす」、「子どもを産んだら母親が傍にいて育てないと発達障害になる」など非科学的な考えを振りまき、戦前の家父長的家族観で、もっぱら子育ての責任を家庭に押し付ける考え方です。また、高橋氏は「性教育」の否定や、選択的夫婦別姓反対など、ジェンダー平等に逆行する考えも発信している。県の子育て人財局長が同シンポジウムに参加した経緯を改めて説明し、同様の事例がないか再度調査すること。</p>	<p>当該シンポジウムは、米子市議会議員（当時）を代表世話人とした鳥取県西部シンポジウム実行委員会が主催されたものである。県の子育て施策を説明するよう参加依頼があり、県民の皆様にも県の施策をお話しする機会であることから、子育て・人財局長がパネリストとして参加したものである。</p> <p>旧統一教会や関連団体が主催するイベントに直接参加した事例は把握していないが、今後も関与しない方針である。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③全国的に、「旧統一教会」が推奨している「家庭教育条例」の制定が問題となっている。「家庭が教育の原点」、「家庭教育は保護者の第一義的責任である」と、もっぱら子育ての責任を保護者に押し付け、「親になるための学び」を推進するとして、特定の家庭観を保護者に押し付ける内容となっている。しかし、戦争に子どもや家庭をまきこんだ反省の上にたってつくられた日本国憲法は、行政の役割は、家庭や教育に介入することではなく、国民一人一人の権利を保障し、そのための条件整備を行うとされており、「家庭教育条例」は憲法の精神に反する。ところが、「子育て王国とっとり条例」は、「家庭教育」の項はないが、第6条（保護者の役割）で、「保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚して、子どもを大切にし、子どもに生活に必要な習慣を身に付けさせるとともに、子どもが心身共に健やかに成長するよう努めるものとする」と、「子育ての第一義的責任は保護者にある」とわざわざ条例で規定し、改正教育基本法第10条（家庭教育）とほぼ同様の書きぶりとなっている。そして、教育委員会を通じて、「家庭教育はすべての教育の出発点」とした「ととりの家庭教育」が推進されている。「家庭はこうあるべき」という押しつけは、それができない保護者と子どもを苦しめることにもなる。条例制定の際、こうした点を指摘しなかったことを、私自身強く反省する。そして、価値観の押し付けではなく、保護者や子どもの悩みに寄り添い、子育て支援をするという、本来の行政の役割を果たすよう、「家庭教育」の在り方の抜本的な見直しを求める。</p>	<p>「子育て王国とっとり」（平成22年～）は、従来から取り組んできた施策に、県の特性である豊かな自然や住民同士の強いきずなを生かし、子育てを地域全体で支えることを目指し、子育て王国とっとり条例（平成26年施行）では、全ての子ども及び子どもを産み、育てる者が、状況に応じ最良の支援を受けられようようにすることを基本としている。</p> <p>よって、県では、市町村、保護者、支援団体、県民、事業主と連携協力して、子どもを安心して産み育て、子どもの成長を地域全体で支える社会を実現するため、子育て支援施策を総合的に推進している。</p>
<p>④「とっとり子育て応援隊」に、「旧統一教会」関連団体の、「真の家庭運動推進鳥取協議会」が登録されている。登録を取り消すこと。</p>	<p>当該団体については、解散したことを確認したため、「とっとり子育て隊」の登録から抹消した。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>3. 淀江産廃処分場問題について</p> <p>○「地下水調査会」の「福井水源地に影響を与えない」という結果について、関係する淀江の住民の方は納得しておらず、むしろ調査結果は、淀江に豊かな地下水があることや、産廃計画地の汚水が塩川や日本海に流れ出ることが明らかとなり、産廃処分場には不適格な場所であることが、証明された。このまま産廃計画を進めれば、風評被害も免れない。地下水調査会の結果について、まずは、知事の評価を、県民の前できちんと説明し、県民的な議論に付されるべきである。そうしたプロセスを経ることもなく、住民が納得していない中で、鳥取県環境管理事業センターが求める産廃処分場設置にむけた予算を9月議会に提案しないこと。</p>	<p>地下水等調査は、地元住民の方々の御不安に応えるために、地下水の専門家で構成された調査会により実施され、客観的データに基づき、高い見地で「計画地の地下水が福井水源地に影響するような懸念材料はない」等の結論を出され、科学的に信頼性の高い結果が得られたと評価している。</p> <p>この調査結果は、地元6自治会への説明に加え、県民向け報告会を開催し、更に個別の質問等に丁寧に対応することで住民理解を図ってきており、追加の質問等が寄せられた場合は引き続き丁寧に回答していく予定である。</p> <p>この度、環境管理事業センターは、地下水等調査の結果を踏まえ、事業計画を再点検するとともに、安全・安心な施設を設置するための対策に万全を期して、廃棄物処理法の施設設置許可に向けた準備を再開するとの方針を決定し、地元6自治会へ周知・説明した上で、許可申請等に要する経費について県へ支援要請があり、県としては、センター事業の円滑な運営に向けて必要な支援を行うものである。</p> <p>県としては、最終的に処分場の安全が図られることが一番重要と考えており、今後、廃棄物処理法の許可申請書が提出されれば、厳格に審査を行う。</p>
<p>4. 新型コロナ・物価高騰対策について</p> <p>①新型コロナ第7波の感染爆発は、国の無策が招いた結果である。国がオミクロン株などの変異株に対する「まとまった」「まともな」対策を出さない中、業務ひっ迫を理由に、鳥取県は「全数把握」を率先して取りやめた。確かにハーシスの入力項目の簡素化は必要だが、これまでの「重症化」（肺炎や人工呼吸器を必要とする人）の定義に当てはまらない、10代の死亡例もある。また、9月3日には県内でも40代の方がコロナで死亡している。重症化リスクの高い人だけでなく、「陽性者コンタクトセンター」では陽性者全員を把握し、健康観察し、必要な医療につなげること。</p>	<p>発生届の重点化は、オミクロン株感染の特徴に合わせて陽性者のフォローアップ体制を効率化することにより、陽性判明後の対応の迅速化を図るものであり、従来通り保健所が支援するだけでなく、コンタクトセンターが支援する重症化リスクの低い方についても、従来よりスピーディーに健康観察を開始できている。また、医療機関とも連携し、コンタクトセンターへの積極的な登録を呼びかけており、より多くの方に利用いただき、必要な支援を提供する方針である。</p> <p>なお、コンタクトセンターに登録されていない方についても、発症、症状悪化などした場合は、コンタクトセンターに連絡いただければ受診可能な医療機関を紹介するなどし、陽性となった全ての方を必要な医療に繋げる体制としている。</p>
<p>②8月31日には、岡山県で「BA. 2. 75」が初めて確認されている。6月以降、インド中心に感染が広がり、国内では、東京、愛知、大阪などで確認され、感染力や重症化リスクは、まだわかっていないとのことだが、警戒し、前倒しで予防的な対策を強化すること。</p>	<p>すでに8月4日から「BA. 2. 75系統」を検出する体制へ移行し、「BA. 1又はBA. 2系統疑い」を確認した場合、重点的にゲノム解析することとしている。引き続き、「BA. 2. 75系統」に関する様々な情報を収集するとともに警戒に当たってまいりたい。</p>
<p>③「感染レベル2」と判断しているが、新規陽性者数は減少しているものの、9月3日の638.4人は、レベル4の250人を大きく超えている。この状況下で、県外との旅行キャンペーン等は期間延長すべきではなく、全国的に新規陽性者数が大きく減少するまで、中止すること。</p>	<p>国の停止基準は「レベル3」であるが、本県の状況は総合的な判断により「レベル2」としており、感染防止対策を徹底しつつ、「#WeLove 山陰キャンペーン」及び「スペシャル・ウェルカニキャンペーン」を実施していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④「コロナ第7波・物価高騰対策補助金」が提案されようとしているが、新たな取り組みに対して支援する制度となっている。コロナや物価高騰で売上げが減っている時に、新たな取り組みの実施は困難であり、しかも、補助金は取り組み事業費の1/2や2/3しか出ない。使い道自由の「応援金」制度とすること。</p>	<p>「新型コロナ第7波・物価高騰対策補助金」では、新型コロナ第7波や物価高騰の影響が長期化する中での事業継続に向けた売上・利益回復への前向きな取組を支援することとしており、従前の応援金や補助金では売上減のみを要件としてきたものを今回は新たに利益減も要件に加えたほか、減少率要件の緩和や補助上限額の引き上げ等、多くの事業者にご利用いただける制度設計としていることに加え、使途についても、単に補填的なものは除き、事業者の自主的な取組に幅広く活用できるよう、柔軟に運用することとしている。</p>
<p>⑤国が新型コロナ臨時交付金の活用を呼びかけていた、医療機関の光熱水費の値上がりに対する直接支援制度が、いまだに提案されていない。国、県で支援する制度を創設すること。また病院給食食材費の高騰に対する支援制度も創設すること。</p>	<p>国における対策の詳細が判明次第、対応を検討する。</p>